

平成 29 年 2 月 24 日
練馬区監査委員決定

平成 29 年度練馬区監査基本計画

わが国の景気は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、先行きは緩やかに回復していくことが期待される。

区財政運営は、歳入面における法人住民税の一部国税化がさらに拡大される予定であることや、歳出面では少子高齢化の確実な進展による社会保障経費の増大、公共施設の更新など膨大な需要への対応が求められ、一層厳しさ、難しさを増している。

こうした状況の中、区は、「みどりの風吹くまちビジョン」およびアクションプランを着実に推進するため、その政策を実現するための仕組みや態勢を区民の視点から見直す「区政改革計画」を策定した。平成 29 年度は、区政改革を本格化させ、最終年度となるアクションプランの目標達成に全力を挙げるとともに、区民へのサービスの更なる向上と持続可能な財政運営の強化が期待されるところである。

監査委員は、このような区政の動向を見据え、引き続き公正不偏の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を図る。

1 基本方針

- (1) 各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、適切な執行の支援につなげることで、区政に対する区民の信頼確保を図る。
- (2) 監査委員による「指摘」とそのフォローアップのみならず、監査時の個々の「口頭指導」に関しても確実に改善されているか検証し、監査の実効性を向上させる。
- (3) 公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、担当部署による事務事業の評価等が、サービスの質の確保や向上の面等から適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。
- (4) マイナンバー制度の開始により、これまで以上に個人情報の厳格な取扱いが求められる中で、個人情報の適正な管理とそれに関連した事務改善が

適切に行われているか検証し、事務の厳格性の向上を図る。

- (5) 区の内部統制における公金および準公金について、これらの管理に関する体制等を点検し、現金・預金が適切に管理されているか、自己検査が適切に実施されているか等を検証し、事務の法規性の確保を図る。

2 個別監査等実施方針

* 以下で「法」とは地方自治法を指す。

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

イ 工事監査（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を技術面を中心に検証する。

(2) 随時監査（法第 199 条第 1 項および第 5 項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

(3) 行政監査（法第 199 条第 2 項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、法規性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

(5) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

(6) 決算審査（法第 233 条第 2 項）

予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

(7) 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

(8) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

(9) その他の監査

住民監査請求による監査（法第 242 条第 4 項）、住民の直接請求による監査（法第 75 条第 3 項）、議会の要求による監査（法第 98 条第 2 項）、区長の要求による監査（法第 199 条第 6 項）、公金の収納支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項）、職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 第 3 項）について、請求等に基づき実施する。

3 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

- (1) 監査結果等は、速やかに議長および区長等に報告する。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。
- (3) 区長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記(2)と同様に公表する。

4 監査の日程

- (1) 定期監査
 - ア 財務等監査（学校監査を含む。） 平成 29 年 4 月～平成 30 年 1 月
 - イ 工事監査 平成 29 年 5 月～平成 30 年 2 月
- (2) 随時監査 必要に応じて随時
- (3) 行政監査 平成 29 年 7 月～平成 30 年 3 月
- (4) 財政援助団体等監査 平成 29 年 5 月～平成 30 年 2 月
- (5) 例月現金出納検査 毎月実施
- (6) 決算審査（基金運用状況審査を含む。） 平成 29 年 7 月～ 8 月
- (7) 健全化判断比率審査 平成 29 年 7 月～ 8 月
- (8) その他の監査 請求等の都度随時
 - 個別監査等の日程については別紙「平成 29 年度監査等実施予定表」を参照